⑵　貯蔵施設の点検管理は、次の点に留意して行うこと。
①　底板の損傷、腐食、漏出の有無
②　側板の損傷、腐食、漏出の有無
③　液面計の損傷、漏出の有無
④　下部弁の損傷、腐食、漏出の有無
⑤　その他
なお、貯蔵施設が地下に設置されている場合には、構造的に漏出の有無を確認しにくいため、本体、配管等からの漏出の有無に留意し、厳重な点検管理を行うこと。
⑶　石油缶等の容器の点検管理は、次の点に留意して行うこと。
①　容器の損傷、腐食、漏出の有無
②　栓のゆるみ
③　貯蔵数量
④　その他

２．３　作業施設の点検管理について
⑴　施設の本体、配管等の継目、弁等からの漏出の有無を点検管理すること。
⑵　水分離器がある場合には、フィルターの目詰まり及び液面検出器の状態を点検管理すること。
⑶　局所排気装置が正常に作動すること及び集じん装置のフィルターが目詰まりしていないことを点検管理すること。

２．４　作業場所の点検管理について
⑴　床面、受皿及び地下ピットへのトリフェニルスズ化合物の漏出の有無を点検管理すること。
⑵　ためます、分離槽等へのトリフェニルスズ化合物の漏出の有無を点検管理すること。
⑶　床面及び地下ピットのひび割れの有無を点検管理すること。

３．トリフェニルスズ化合物の取扱作業については、次の事項に留意して作業すること。

３．１　作業要領の策定等について
作業要領を３．２及び３．３を踏まえて策定し、作業中にはこれを遵守させること。

３．２　移替作業について
⑴　液体であるトリフェニルスズ化合物を取り扱う場合には、適切に整備されたトリフェニルスズ化合物に適したポンプ又はサイホンを使用すること。
⑵　移替作業は、トリフェニルスズ化合物を飛散又は流出させないように行うこと。特に、粉体を取り扱う場合には、粉じんを発生させないよう注意して取り扱うこと。
⑶　液面の高さ等に注意して、トリフェニルスズ化合物があふれることのないようにすること。
⑷　トリフェニルスズ化合物を使用装置に充填する場合は、作業及び使用装置の作動を停止すること。
⑸　移替作業後、直ちに注入口を密栓すること。
⑹　万一、トリフェニルスズ化合物を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、移替作業に当たっては受皿等を用意すること。

３．３　使用について
⑴　使用装置については、始業点検を行うとともに、作業中にも随時点検を行うこと。
⑵　トリフェニルスズ化合物を飛散又は漏出させないように注意して作業を行うとともに、作業終了後は、使用装置の点検を行い、使用装置をふたで密閉する等トリフェニルスズ化合物の飛散又は漏出を防止すること。
⑶　万一、トリフェニルスズ化合物を誤って飛散又は漏出させた場合に備えて、使用に当たっては受皿等を用意すること。

４．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設の構造等については、次の事項に留意して適宜見直しを行い、必要に応じて改善措置を講ずること。
取扱施設の排気及び排水について、適切なサンプリング及び分析を行うことにより、それらに含まれるトリフェニルスズ化合物の濃度を把握し、異常が認められた場合には、トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設の構造、施設の点検管理及び取扱作業について見直しを行うことにより、その原因を究明すること。

５．トリフェニルスズ化合物を取り扱う施設からのトリフェニルスズ化合物の漏出又は飛散については、次の事項に留意して対処すること。

５．１　漏出等処理要領の策定等について
次の内容を踏まえた漏出等処理要領を策定し、応急措置及び処理方法をあらかじめ作業者に周知しておくこと。
⑴　発見者は、漏出等を責任者に通報するとともに、通報を受けた責任者は、装置を停止させる等必要な応急措置を速やかに作業者に対し指示すること。
⑵　漏出個所からの漏れ等を止めるか、又はその施設内の内容物を他の容器へ移し替えること。
⑶　漏出物等は、ポンプ等により回収するとともに、回収できなかったものについては、活性炭等による吸着、乾燥した砂等による吸収又はウエス、紙タオル等によるふき取りを行うこと。

５．２　漏出等を認めたときの措置について
漏出等を認めたときは、漏出処理要領に従って処理すること。

○環境省告示第十七号
経済産業省
厚生労働省

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律の一部を改正する法律（平成二十一年法律第三十九号）の一部の施行に伴い、及び化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律（昭和四十八年法律第百十七号）第三十八条第一項の規定に基づき、トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針を次のように定めたので、同項の規定に基づき公表し、平成二十三年四月一日から適用し、トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第五条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針（平成二十二年厚生労働省・経済産業省・環境省告示第七号）は、平成二十三年三月三十一日限り廃止する。

平成二十二年七月十五日

厚生労働大臣　長妻　昭
経済産業大臣　直嶋　正行
環境大臣　小沢　鋭仁

トリブチルスズ化合物又は化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令第十一条に定める製品でトリブチルスズ化合物が使用されているものの環境汚染防止措置に関し公表する技術上の指針

本指針は、第二種特定化学物質であるトリブチルスズ＝メタクリラート、ビス（トリブチルスズ）＝フマラート、トリブチルスズ＝フルオリド、ビス（トリブチルスズ）＝２，３―ジブロモスクシナート、トリブチルスズ＝アセタート、トリブチルスズ＝ラウラート、ビス(トリブチルスズ)＝フタラート、アルキル＝アクリラート・メチル＝メタクリラート・トリブチルスズ＝メタクリラート共重合物（アルキル＝アクリラートのアルキル基の炭素数が８のものに限る。）、トリブチルスズ＝スルファマート、ビス（トリブチルスズ）＝マレアート、トリブチルスズ＝クロリド、トリブチルスズ＝シクロペンタンカルボキシラート及びこの類縁化合物の混合物（別名トリブチルスズ＝ナフテナート）又はト